

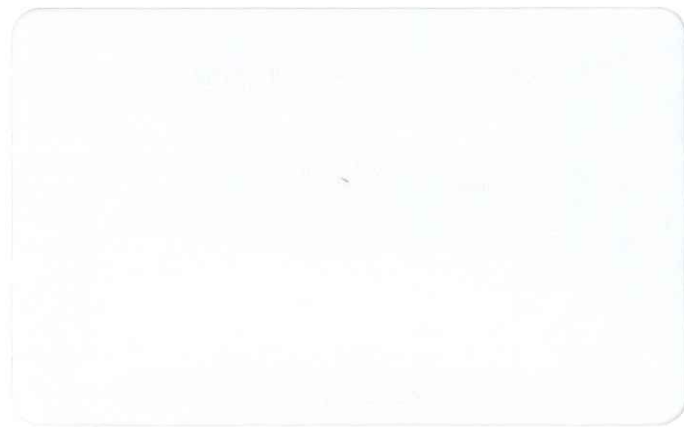
## 仕様書

- 1 件 名 窓付き封筒（白・赤）の印刷
- 2 納入期限 令和8年8月28日まで
- 3 納入場所 草加市上下水道部指定場所
- 4 支払方法 業務完了払
- 5 刷 色
  - (1) 窓付き封筒（白） 緑色印字1色刷り
  - (2) 窓付き封筒（赤） 黒色印字1色刷り
- 6 規 格 等
  - (1) 各製品については、サンプル（現行品）と同等以上のものとし、内容物が外側から容易に透けて見えないものとする。
  - (2) 窓部分は、分別が不要であり、リサイクル可能なグラシン紙等を使用する。
  - (3) 開封部分はアドヘア加工をし、容易に剥がれないものとする。
- 7 印刷枚数
  - (1) 窓付き封筒（白） 23,000枚
  - (2) 窓付き封筒（赤） 10,000枚
- 8 校 正 1回以上
- 9 そ の 他
  - (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
  - (2) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
  - (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組みに協力すること。
  - (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
    - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
    - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講ずること。
  - (5) 本仕様書に疑義のある事項又は定めのない事項については、必要に応じて担当課及び受注者で協議するものとする。

(6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

10 問合せ先 草加市上下水道部 水道営業課 松本  
草加市氷川町2-1-18番地5  
電話 048-927-2220 (直通)  
FAX 048-927-1561

[表面]



**草加市上下水道部**

水道営業課

〒340-8555 埼玉県草加市氷川町 2118 番地 5

電話 048-927-2220 (直通)

[裏面]

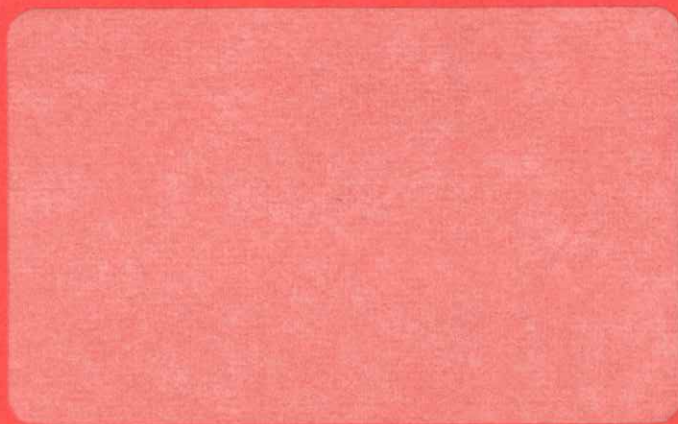
確認者	封入者

～水道の使用を「開始」「中止」するときは、必ず連絡をお願いします～

上下水道料金のお支払いは、口座振替が便利！

- ◆ 払込みの手間が省けます。
- ◆ 支払い忘れがありません。

[表面]



大切な書類ですので必ずお読みください

 **草加市上下水道部**  
水道営業課

〒340-8555 埼玉県草加市氷川町 2118 番地 5  
電 話 048-927-2220 (直通)

[裏面]

～水道事業は使用者の皆様の水道料金で運営されています～

安心・安全で良質な水道水を安定して供給するためには、  
ご使用者様の公平な料金負担が必要です。